

「外国の法人税等の額の控除に関する明細書（その２）」（第 7 号の 2 様式） 記載の手引
（令和元年改正）

1 この明細書の用途等

この明細書は、外国において課された外国の法人税等を法人税割額から控除をしようとする場合に記載し、第 6 号様式の申告書又は第 10 号の 3 様式の更正請求書に添付してください。

2 各欄の記載のしかた

欄	記 載 の し か た	
1 「法人名」	法人課税信託の受託者が当該法人課税信託について、この明細書を第 6 号様式の申告書又は第 10 号の 3 様式の更正請求書に添付する場合には、当該法人課税信託の名称を併記してください。	
2 「政令第 9 条の 7 第 7 項ただし書の規定の適用の有無」及び「政令第 48 条の 13 第 8 項ただし書の規定の適用の有無」 ----- (注)政令第 9 条の 7 第 7 項、政令第 48 条の 13 第 8 項の“本文”と“ただし書”の内容 * 本文 道府県民税及び市町村民税の控除限度額 ＝国税の控除限度額×標準税率 * ただし書 道府県民税及び市町村民税の控除限度額 ＝国税の控除限度額×実際の税率に相当する割合	(1) 地方税法（以下「法」といいます。）第 53 条第 26 項及び法第 321 条の 8 第 26 項の規定による控除限度額を地方税法施行令（以下「政令」といいます。）第 9 条の 7 第 7 項ただし書及び政令第 48 条の 13 第 8 項ただし書の規定により計算する法人（以下「ただし書適用法人」といいます。）にあっては「有」を、政令第 9 条の 7 第 7 項本文及び政令第 48 条の 13 第 8 項本文の規定により計算する法人（以下「本文適用法人」といいます。）にあっては「無」を○印で囲んでください。 (2) ただし書適用法人のうち次の法人は、始めに第 7 号の 2 様式別表 2 及び第 20 号の 4 様式別表 2 を、次に第 7 号の 2 様式別表 1 を記載した後に当様式を記載してください。それ以外の法人及び本文適用法人は、第 7 号の 2 様式別表 1 から記載を始めてください。 a 2 以上の都道府県に事務所又は事業所（以下「事務所等」といいます。）を有する法人 b 都内の市町村と特別区双方に事務所等を有する法人（以下「都内分割法人」といいます。） c 都内の 2 以上の市町村に事務所等を有する法人（この場合は、第 7 号の 2 様式別表 2 の記載は不要です。）	
3 「国税の控除限度額④」	次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める金額を記載します。 (1) 第 7 号の 2 様式別表 1 の⑥の欄の金額が、同表の①の欄の金額以下の場合 同表の①の欄の金額 (2) 第 7 号の 2 様式別表 1 の⑥の欄の金額が、同表の①の欄の金額を超え、かつ、同欄の金額と同表の②の欄の金額の合計額以下の場合 同表の⑥の欄の金額 (3) 第 7 号の 2 様式別表 1 の⑥の欄の金額が、同表の①の欄の金額と同表の②の欄の金額の合計額を超える場合 当該合計額	
前 3 年以内の控除未済外国税額の明細	4 「控除未済外国税額④」	(1) 前 3 年以内の各事業年度又は各連結事業年度において、道府県民税及び市町村民税の法人税割額から控除することができる外国税額が当該各事業年度又は各連結事業年度の法人税割額を超えることとなったため控除することができなかつた額がある場合に記載します。 前期に提出した当様式の⑯の各欄から転記することになります。 (2) 次に掲げる場合にあっては、それぞれに定める金額を記載します。 a この申告書を提出する法人を合併法人等とする適格合併等が行われた場合 政令第 9 条の 7 第 21 項及び政令第 48 条の 13 第 22 項の規定の適用があるときの当該適格合併等の日の属する事業年度又は連結事業年度にあっては、第 7 号の 2 様式別表 5（その 2）の⑦の欄の金額 b この申告書を提出する法人を分割法人等とする適格分割等が行われた場合 政令第 9 条の 7 第 28 項及び政令第 48 条の 13 第 29 項の規定の適用があるときの当該適格分割等の日の属する事業年度又は連結事業年度にあっては、第 7 号の 2 様式別表 6（その 2）の⑤の欄の金額
	5 「当期分」	⑩の欄の金額のうち、⑬の欄の金額から⑭の欄の金額を控除した金額（当該金額がマイナスの場合は 0）を超える金額があるとき、当該超える金額を記載します。
	6 「翌期繰越額計」	前 3 年以内の控除未済外国税額の「計」及び「当期分」欄の⑯の欄の金額の合計額を記載します。 なお、2 以上の都道府県に事務所等を有する法人又は都内分割法人にあっては、⑳の欄及び㉑の欄の金額（翌期に繰り越せない額を除きます。）と一致します。

各 都 道 府 県 ・ 市 町 村 ご と に 控 除 す る 外 国 税 額 の 明 細	7 「従業者数又は補正後の従業者数」	<p>2以上の都道府県に事務所等を有する法人、都内分割法人又は都内の2以上の市町村に事務所等を有する法人が記載してください。</p> <p>a 本文適用法人は、法第57条第2項及び法第321条の13第2項に規定する従業者の数を記載します。</p> <p>b ただし書適用法人は、第7号の2様式別表2の⑧の欄及び第20号の4様式別表2の⑧の欄の補正後の従業者数を記載します。</p>
	8 「各都道府県ごとに控除すべき外国税額⑦」及び「各市町村ごとに控除すべき外国税額⑩」	<p>⑩の欄及び⑪の欄の金額の合計額を各都道府県及び各市町村ごとの課税標準の分割基準である従業者数又は補正後の従業者数により按分した額を記載します（当該算定した外国税額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てます。）。</p> <p>ただし、特別区に事務所等を有する法人の特別区分の道府県民税及び市町村民税の控除すべき外国税額は、⑩及び⑪の欄の合計額から、特別区以外の各都道府県及び特別区以外の各市町村の控除すべき外国税額の合算額を控除した額を記載します。</p>
	9 「各都道府県ごとに算定した法人税割額⑬」及び「各市町村ごとに算定した法人税割額⑮」	<p>⑬の欄は、各都道府県ごとに算定した当該事業年度分又は連結事業年度分の法人税割額（第6号様式の⑦の欄に記載すべき法人税割額^{*1}）から特定寄附金税額控除額（第6号様式の⑧の欄）の金額及び外国関係会社等に係る控除対象所得税額等相当額又は個別控除対象所得税額等相当額の控除額（第6号様式の⑨の欄）の金額を控除した金額を記載します。</p> <p>また、都内に恒久的施設を有する外国法人の⑬の欄は、第6号様式別表1の2の⑥の欄の金額^{*1}から同表⑦の欄の金額を控除した金額を記載します。</p> <p>⑮の欄は、各市町村ごとに算定した当該事業年度分又は連結事業年度分の法人税割額（第20号様式の⑤の税額の欄又は⑥の税額の欄に記載すべき法人税割額^{*1}）から特定寄附金税額控除額（第20号様式の⑦の欄）の金額及び外国関係会社等に係る控除対象所得税額等相当額又は個別控除対象所得税額等相当額の控除額（第20号様式の⑧の欄）の金額を控除した金額を記載します。</p> <p>また、都内に恒久的施設を有する外国法人の⑮の欄は、第20号様式別表1の2の⑥の欄の金額^{*1}から同表⑦の欄の金額を控除した金額を記載します。</p> <p>なお、東京都の特別区に事務所等を有する法人については、次に掲げる法人の区分に応じ、それぞれ次に定める金額を記載します（計算の過程において1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てます）。</p> <p>(1) 特別区にのみ事務所等を有する法人（他の道府県に事務所等を有する法人に限る。）</p> <p>a 特別区分の⑬の欄 特別区の存する区域以外の区域において東京都が課する法人税割の税率に相当する割合により算定した道府県民税の法人税割相当額から第7号の3様式⑮の欄の金額に20分の2.9^{*2}を乗じた金額及び第7号様式（その2）⑮の欄の金額を控除した金額</p> <p>b 特別区分の⑮の欄 東京都が課する法人税割の税率に相当する割合からaに規定する割合を控除した割合により算定した市町村民税の法人税割相当額から第7号の3様式⑮の欄の金額に20分の17.1^{*2}を乗じた金額及び第7号様式（その2）⑮の欄の金額を控除した金額</p> <p>(2) 特別区と東京都の市町村の両方に事務所等を有する法人</p> <p>a 特別区分の⑬の欄 特別区の存する区域以外の区域において東京都が課する法人税割の税率に相当する割合により算定した道府県民税の法人税割相当額から第7号の3様式⑮の欄の金額（同様式⑬の欄の金額が同様式⑮の欄の金額を超える場合には次の式により計算した金額）に20分の2.9^{*2}の割合を乗じた金額及び第7号様式（その2）⑮の欄の金額を控除した金額</p> $\text{第7号の3様式⑮の欄の金額} \times \frac{\text{同様式⑮の欄の金額}}{\text{同様式⑮の欄の金額} + \text{同様式⑮の欄の金額}}$ <p>b 特別区分の⑮の欄 東京都が課する法人税割の税率に相当する割合からaに規定する割合を控除した割合により算定した市町村民税の法人税割相当額から第7号の3様式⑮の欄の金額（同様式⑬の欄の金額が同様式⑮の欄の金額を超える場合には次の式により計算した金額）に20分の17.1^{*2}の割合を乗じた金額及び第7号様式（その2）⑮の欄の金額を控除した金額</p> $\text{第7号の3様式⑮の欄の金額} \times \frac{\text{同様式⑮の欄の金額}}{\text{同様式⑮の欄の金額} + \text{同様式⑮の欄の金額}}$ <p>c 東京都の市町村分の⑬の欄 特別区の存する区域以外の区域において東京都が課する法人税割の税率に相当する割合により算定した道府県民税の法人税割相当額から、次の式により計算した金額及び第7号様式（その2）⑮の欄の金額を控除した金額</p> $\text{第7号の3様式の⑮の欄の金額} - (\text{aにおいて道府県民税の法人税割相当額から控除する金額} + \text{bにおいて市町村民税の法人税割相当額から控除する金額})$

※1 100円未満の端数を切り捨てる前の金額です。

※2 令和元年10月1日前に開始する事業年度の申告においては、「20分の2.9」とあるのは「20分の5」と、「20分の17.1」とあるのは「20分の15」と読み替えてください。